○中国地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十四日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年中国地方整備局告示第十二号山口都市計画道路事業

三・五・十七号泉町平川線

三　事業施行期間　自平成二十六年二月五日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号及び四百八十二号	鳥取県八頭郡八頭町安井宿字岸田一四六二番一から同町安井宿字家ノ前四七九番八まで	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十四日

○四国地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
高知県幡多郡黒潮町佐賀字記念地二二四〇番一から同町入野字神ノ前五九四番一まで	前	A　九・七〇～一〇八・八〇（メートル） B・C　一八・二三一（キロメートル）	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　九・七〇～一〇八・八〇　一八・二三一 B・C・D・E・F・G　一二・七〇～三三三・七〇　八・五四八	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	高知県幡多郡黒潮町灘字新二郎谷三八六番一から同町灘字井戸畝一〇五六番二まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十四日

○四国地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	三豊市豊中町笠田竹田字小原三三番一から同市豊中町笠田竹田字小原四番一まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十四日

○沖縄総合事務局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

沖縄総合事務局長　小八木大成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
沖縄県国頭郡恩納村字瀬良垣セパンダ原九番から同村字瀬良垣セパンダ原一一番まで	前	三一・六〇～三三・一〇（メートル） 三三・四〇～三四・四〇　〇・〇二四（キロメートル）
	後	三一・六〇～三三・一〇（メートル） 三三・四〇～三四・四〇　〇・〇二二四（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

沖縄総合事務局長　小八木大成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
名護市字辺野古下福地原六二四番一から同市字辺野古下福地原六三〇番一まで	前	二九・七〇～四一・五〇（メートル） 三一・〇〇～四五・二〇　〇・〇四六（キロメートル）
	後	二九・七〇～四一・五〇（メートル） 三一・〇〇～四五・二〇　〇・〇四六（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所